

令和6年度

第2回

三木市国民健康保険運営協議会

令和7年1月23日

三木市健康福祉部 医療保険課

目 次

令和 6 年度	国民健康保険事業状況	1～11
令和 6 年度	国民健康保険特別会計決算見込み	12～13
令和 7 年度	国民健康保険事業について（案）	14～18
令和 7 年度	国民健康保険特別会計予算（案）	19～20

令和6年度 国民健康保険事業状況

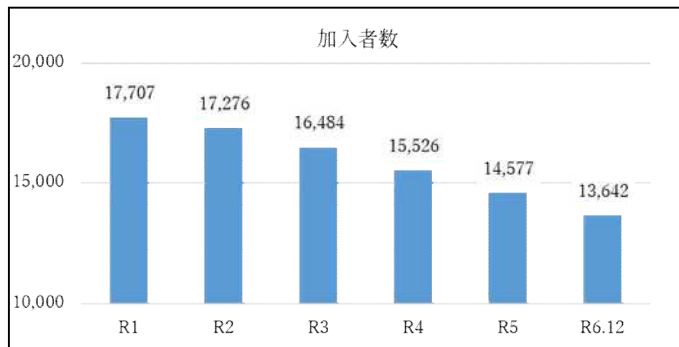
1. 加入状況

令和6年12月末時点の国民健康保険の加入者は、市全人口の約19%、市全世帯数の約27%となっています。国保加入者の年齢別では、60歳から75歳未満で約58%であり、高齢受給者証の対象となる70歳以上は約32%です。

(1) 三木市国民健康保険加入状況

(各年度末現在)

年度	総 数		国 保 加 入 者		国保加入率 %		国保加入伸び率 %	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
R1	34,033	76,929	11,091	17,707	32.6	23.0	△2.23%	△3.64%
R2	34,242	76,121	10,974	17,276	32.0	22.7	△1.05%	△2.43%
R3	34,250	75,233	10,606	16,484	31.0	21.9	△3.35%	△4.58%
R4	34,459	74,411	10,132	15,526	29.4	20.9	△4.47%	△5.81%
R5	34,700	73,656	9,686	14,577	27.9	19.8	△4.40%	△6.11%
R6 12月	34,866	73,084	9,228	13,642	26.5	18.7	△4.73%	△6.41%



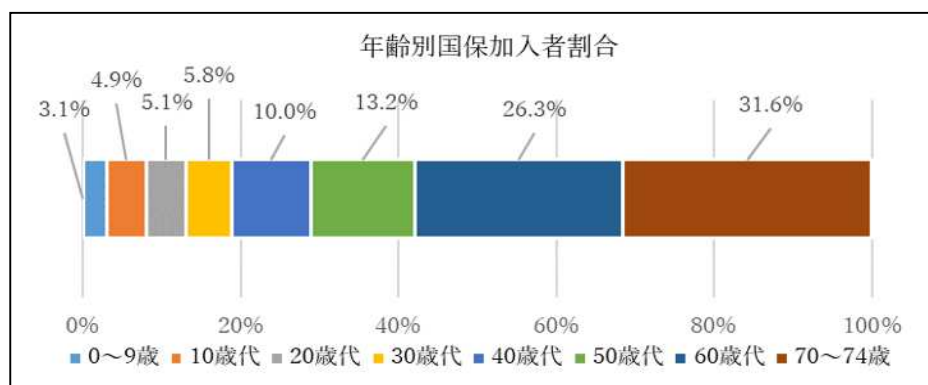
定年後の継続雇用の拡大や、75歳を迎えて後期高齢者医療制度へ移行が増えている。また、令和6年10月からは被用者保険の加入要件が更に緩和されたことなどから、国保加入者は年々減少しています。

(2) 年齢別加入状況

令和6年12月末現在

年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~74	合計
加入者数	427	666	700	794	1,366	1,792	3,591	4,306	13,642
割合	3.1%	4.9%	5.1%	5.8%	10.0%	13.2%	26.3%	31.6%	100.0%

※加入者数は遡って資格得失した方を含むため、公表している数とは一致しない。



2. 保険税の状況

(1) 保険税収納状況（現年度分）全被保険者

年度	区分	保 険 税 収 納 額 (千円)	一世帯当たり 保険税収納額 (円)	一人当たり 税収納額 (円)	% 対前年比	% 収納率
R2		1,452,322	130,616	82,373	100.4	94.3
R3		1,415,665	129,782	82,869	100.6	95.1
R4		1,566,986	150,267	97,123	117.2	94.3
R5		1,446,067	145,494	95,690	98.5	93.9
R6	12月	994,036	105,167	70,519	-	67.7

(2) 一人当たり保険税額（当初賦課時点）

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
保険税額 (円)		86,990	86,328	101,592	99,807	104,877

北播磨5市の比較（令和6年度当初賦課）

区 分		三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市
医療分	所得割	7.50%	7.80%	7.00%	7.19%	6.79%
	均等割	32,000円	29,000円	27,000円	30,500円	29,400円
	平等割	21,000円	24,000円	18,500円	20,000円	19,100円
後期支援分	所得割	3.00%	2.80%	2.80%	3.01%	3.01%
	均等割	13,000円	10,500円	9,000円	12,500円	12,600円
	平等割	8,000円	8,000円	8,000円	8,100円	8,300円
介護納付金分	所得割	2.70%	2.60%	2.70%	2.71%	2.71%
	均等割	14,000円	12,000円	10,000円	13,900円	14,000円
	平等割	7,000円	6,500円	7,000円	7,000円	7,100円
一人当たり調定額		104,900円	103,000円	96,000円	106,700円	101,700円
●税額（前年所得300万円 被保険者数3人（父（40歳以上）、母（40歳未満）、小学生1人）の場合）						
年税額		524,100円	508,100円	472,600円	509,600円	495,900円

令和6年度の三木市の税率は県の示す標準保険税率と同水準となっています。

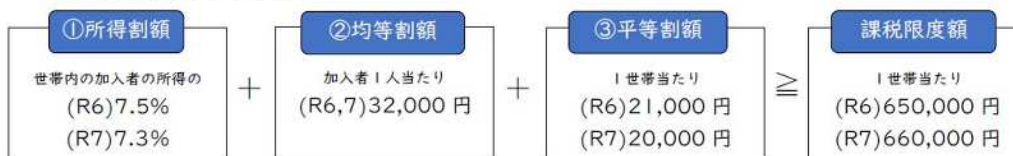
(3) 三木市国民健康保険税率

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(医療分)	基礎課税分					
	所得割	6.50%	7.60%	7.20%	7.50%	※1 7.30%
	均等割	25,000	31,000	31,000	32,000	※1 32,000
	平等割	20,000	23,000	20,000	21,000	※1 20,000
	賦課限度額	630,000	650,000	650,000	650,000	※1 660,000
分	後期高齢者支援金					
	所得割	2.30%	2.60%	2.90%	3.00%	※1 3.00%
	均等割	9,000	10,000	12,000	13,000	※1 13,000
	平等割	7,000	7,500	8,000	8,000	※1 8,000
	賦課限度額	190,000	200,000	220,000	240,000	※1 260,000
分	介護納付金					
	所得割	2.00%	2.30%	2.70%	2.70%	※1 2.60%
	均等割	8,000	11,000	14,000	14,000	※1 14,000
	平等割	6,000	6,500	7,000	7,000	※1 7,000
	賦課限度額	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
一人当たり保険税		86,328	101,592	99,807	104,877	※2 103,400
伸び率		▲0.76%	17.70%	▲1.76%	5.08%	▲1.4%
備考		全て据え置き	三木市財政健全化計画に基づき改正(R3.12)、限度額改定	納付金の減により再度税率改正	納付金の減・医療費の増などにより再度税率改正	県の示す標準保険税率と同水準となるよう税率改正

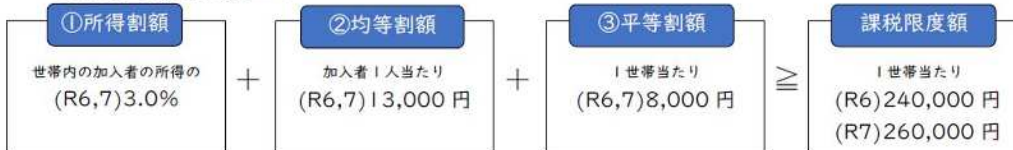
(※1) 税率改正及び基礎課税分・後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げは、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。

(※2) 令和7年度一人当たり保険税額は、令和5年中の所得により試算したものです。

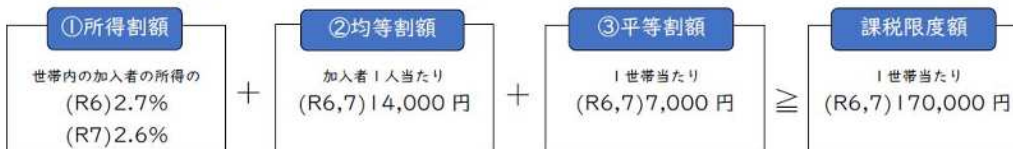
◆基礎課税分(医療分)◆



◆後期高齢者支援金◆



◆介護納付金◆



(4) 標準保険税率^{※1} (三木市)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(医療分) 基礎課税分	所得割	8.06%	7.25%	7.14%	7.51%	7.32%
	均等割	33,314	31,305	30,906	31,935	31,597
	平等割	22,908	20,380	20,025	20,930	20,302
	賦課限度額	630,000	650,000	650,000	650,000	※2 660,000
後期高齢者支援金分	所得割	2.81%	2.67%	2.81%	3.01%	3.02%
	均等割	11,328	11,188	11,811	12,492	12,874
	平等割	7,790	7,284	7,653	8,187	8,272
	賦課限度額	190,000	200,000	220,000	240,000	※2 260,000
介護納付金分	所得割	2.56%	2.63%	2.64%	2.71%	2.62%
	均等割	13,011	13,556	13,845	13,972	13,516
	平等割	6,595	6,731	6,757	6,999	6,639
	賦課限度額	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
一人当たり保険税		※4 109,000	※4 102,000	※4 102,500	※4 104,500	※3 103,400
伸び率		4.8%	▲ 6.4%	0.5%	2.0%	▲ 1.1%

(※1) 標準保険税率：都道府県が毎年度、厚生労働省で定めるところにより、都道府県内の市町ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値。1月に示される標準保険税率を参考に市町ごとに次年度の保険税率を決定します。

(※2) 基礎課税分・後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げは、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。

(※3) 令和7年度一人当たり保険税額は、令和5年中の所得により試算したものです。

(※4) N年度の一人当たり保険税額は、N-2年中の所得により試算した時点のものです。

◆基礎課税分 (医療分)

加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てるものです。

◆後期高齢者支援金分

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療費に充てるものです。

◆介護保険納付金

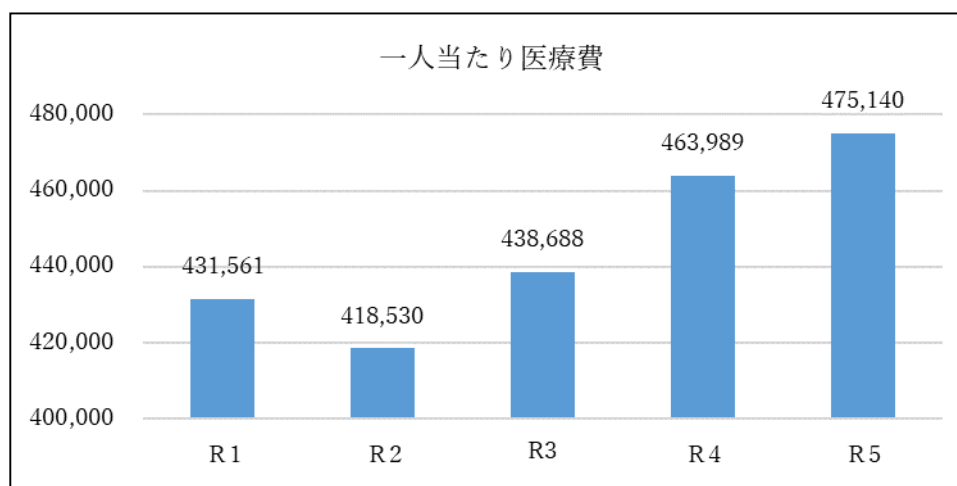
介護保険料分です。40歳から64歳の方は保険税と合わせて納めます。

65歳以上の方は、介護保険料は別に納めます。

3. 給付状況

(1) 医療費

年度	医療費総額(千円)	伸び率	一人当たり医療費(円)	伸び率
R1	7,819,446	▲2.28%	431,561	2.44%
R2	7,379,106	▲5.63%	418,530	▲3.02%
R3	7,494,099	1.56%	438,688	4.82%
R4	7,485,994	▲0.11%	463,989	5.77%
R5	7,180,310	▲4.08%	475,140	2.40%

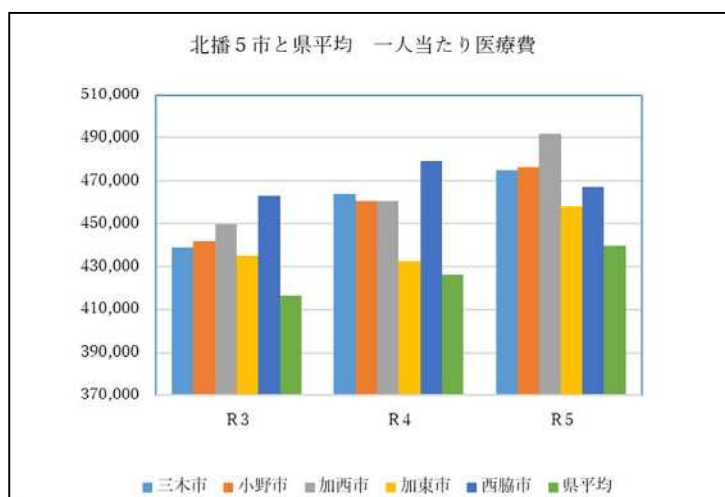


令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による医療機関受診控えのため医療費は減少しましたが、令和3年度は例年並みの水準に戻っています。令和4年度以降も年々伸び続けています。なお、令和5年度の三木市の一人当たりの医療費水準は、県内で12番目の高さとなっています。

一人当たり医療費 北播5市と県平均

(単位：円)

年度	三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市	県(市町)平均
R3	438,688	441,685	449,827	435,041	463,274	416,281
R4	463,989	460,679	460,857	432,518	479,401	426,137
R5	475,140	476,568	491,731	457,818	467,364	439,251



近隣市においても、県平均を上回り、令和5年度の北播磨地域は一人当たり医療費が県内で最も高い地域となっています。

4. 財政状況

(1) 決算収支

令和6年度における決算(見込み)

収入総額	8,778,236	千円
支出総額	8,706,911	千円
決算収支	71,325	千円

(2) 決算収支の推移

単位：千円

年度	収入	支出	差引
R2	8,956,088	9,241,734	△285,646
R3	9,374,723	9,374,723	0
R4	9,009,580	8,923,394	86,186
R5	8,808,440	8,598,808	209,632
R6(見込)	8,778,236	8,706,911	71,325

R6年度も標準保険税率と同水準の適用税率としており、赤字補てん目的の法定外繰入を行うことなく、黒字決算となる見込です。

5. 保健事業の状況

(1) 特定健診受診率（法定報告）

年度	対象者	受診者数	受診率		県平均 受診率
			順位		
R 2	13,004人	3,515人	27.0%	35	30.9%
R 3	12,484人	3,984人	31.9%	32	33.0%
R 4	11,506人	4,368人	38.0%	20	34.2%
R 5	10,709人	4,266人	39.8%	20	34.1%

R5年度の受診率39.8%は、前年度の過去最高値を1.8%更新しました。
また、2年連続で県平均受診率を上回りました。

(2) 特定保健指導実施率（法定報告）

年度	動機付け支援		積極的支援		保健指導		県平均 実施率
	対象者	終了者数	対象者	終了者数	実施率	順位	
R 2	365人	170人	92人	35人	44.9%	12	26.8%
R 3	465人	256人	90人	39人	53.2%	8	28.9%
R 4	459人	159人	114人	41人	34.9%	23	30.0%
R 5	384人	120人	112人	23人	28.8%	27	30.5%

毎年保健指導の対象となる方などが同じ内容の保健指導の継続を希望されず、保健指導の終了者が減少したことで、実施率が低下しています。

(3) 受診率向上に向けた取組

ア 特定健診受診料の無料化を継続

令和4年度から特定健診の受診料を無料とし、令和6年度も引き続き特定健診受診料を無料としています。

イ 積極的な受診勧奨

従来のはがきによる受診勧奨に加え、電話による受診勧奨を引き続き実施しました。

また、受診率が低い40代・50代の方には、携帯電話番号が分かる方に対して、SMSによる受診勧奨を行いました（220名）。

ウ 新たなインセンティブ

令和6年10月までの集団健診で特定健診を受診した方には、健診結果に基づいた「健康年齢通知」をお届けします。（令和7年3月中旬発送予定、約1,700名）

エ 新たなネット予約システムの運用開始

令和6年10月から、新たな町ぐるみ健診予約システムを導入しました。これまでのネット予約では、希望日までしか選択できず、受診日時の即時決定ができませんでした。新たなネット予約システムでは、希望日時まで選択でき、予約完了とともに受診日時が確定できるようになりました。

オ みなし健診

令和2年度から三木市医師会の協力を得て「みなし健診」を開始しました。令和2年度は274名、令和3年度は341名、令和4年度は328名、令和5年度は274名の検査結果の情報提供がありました。令和6年度もKDBシステムを利用し「みなし健診」の対象と思われる方に対してお知らせ通知を発送し、情報提供の依頼をしています。（令和6年10月25日に1,642名に発送）

カ 人間ドック助成事業

病気の早期発見・早期治療を目的として、人間ドックや脳ドックの施設利用助成をしています。

キ 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

令和3年度から開始した取組ですが、現時点で9事業者と協定を締結しています。協定締結事業者とともに、健診の受診率向上に向けて取組を進めています。

※協定締結事業者

第一生命保険株式会社明石支社、生活協同組合コープこうべ第4地区本部、兵庫ヤクルト販売株式会社、兵庫県厚生農業協同組合連合会、吉川町商工会、三木市薬剤師会、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ケーエスケーグリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場

令和6年5月19日に本協定締結企業とコラボした「みっきい☆健康ミニフェスタ」をコープ志染店で実施しました。

(参考) 令和6年度特定健診の受診状況

受診者数 3,145名 (母数12,087名) 受診率：26.02%

※受診者数は集団健診(12月実施分まで)と個別健診(11月実施分まで)の計
(参考・令和5年度の同期間の計)

受診者数 3,288名 (母数12,857名) 受診率：25.57%

(4) 健康チャレンジプログラム (ヘルスアップコース) 事業

【令和6年度の新規事業】メタボリックシンドロームをはじめとした高血圧症などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点的に取り組むため、短期集中でメディカルチェックに基づいた成果の見える保健事業を行っています。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診の結果等から対象者を抽出し、訪問や電話、通知等の方法により、重症化を予防するため受診勧奨を行っています。

(6) 重複服薬者及び多剤服薬者への保健指導

令和6年1月～3月の3か月間のレセプトデータを元に、重複服薬・多剤服薬となっている者に対し、通知文書を送付、電話や訪問による保健指導を行いました(重複服薬通知送付44名、多剤服薬通知送付407名)。三木市医師会、三木市薬剤師会のご協力のもと、通知文書を医療機関や薬局窓口にお持ちになった方には、服薬指導を実施していただいています。

(7) 生活習慣病予防事業の実施

町ぐるみ健診(特定健診)は、受けたら終わりではなく、異常があった場合は、医療機関の受診や特定保健指導を受けることが大切です。

昨年度に引き続き、前年度(令和5年度)の町ぐるみ健診受診者のうち、「特定健診受診者で要医療となっているにも関わらず医療機関を受診していない者」について、通知による保健指導(健診事後フォロー)を行いました。(413名に実施)

(8) みっきい☆健康アプリの活用

健康づくりを行いながら、デジタル社会に慣れ親しんでいただくための「みっきい☆健康アプリ」。令和7年1月16日時点の登録者数は、7,619名となっています。

昨年度に引き続き、令和6年10月から3か月間の「みっきい☆健康チャレンジ」を実施し、自らの健康に興味を持つきっかけづくりを行いました。



※18歳以上の三木市民を対象とした事業です。

※国保加入者以外の市民も対象となることから、予算は一般会計で計上しています。

※みっきい☆健康チャレンジの内容

3か月後（令和6年12月末）の目標体重を設定し、目標体重をクリアした方に、100ポイントを付与するもの。期間中、ひと月に15日以上体重の入力が必要。1,577名が参加しました（昨年度は1,306名）。

6 健康保険証の廃止

令和6年12月2日から健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。令和6年度中は、次のとおり健康保険証の発行、マイナ保険証への移行周知を行っています。

（1）令和6年7月：国民健康保険証の一斉更新

令和6年8月1日から令和7年7月31日（一部例外あり）を有効期間とした三木市国民健康保険証を発行しました。その際、保険証台紙に、紐づけされているマイナンバーの一部（下4桁）を記載し、ご自身でも紐づけ誤りがないかどうかを確認できるようにしました。

また「令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります」というリーフレットを同封し、マイナ保険証への移行について周知しました。

（2）令和6年12月2日以降：新規国民健康保険証の発行終了

新規国保加入や保険証紛失等いかなる理由であっても保険証は発行できません。保険証の代わりに、マイナ保険証を保有していない者には「資格確認書」を発行し、マイナ保険証を保有している者には「資格情報のお知らせ」を発行しています。

※資格確認書の有効期限は現行保険証と同じ1年となります（期限は毎年7月末）。

※発行済みの国民健康保険証は、健康保険証に記載の有効期限まで使用することができます。

※12月広報で、健康保険証が新たに発行されなくなること、発行済の健康保険証は保険証記載の有効期限まで使用できること、健康保険証の有効期限までにマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を申請なしに発行することなどを掲載し、周知しています。

7. その他

(1) 地方税統一QRコードの印字

令和6年4月以降に発行する国民健康保険税の納付書に、地方税統一QRコードを印字しています。これにより、これまでは金融機関で納付する場合、指定金融機関以外で納めることはできませんでしたが、全国どこの金融機関でも納付することができるようになりました。（一部対象外の金融機関あり）

なお、コンビニ納付（手数料不要）、スマホアプリ決済（手数料不要）、クレジットカード決済（手数料必要）も今までどおり利用できます。

(2) 口座振替の推進

口座振替による納付を推進するため、令和6年10月31日に、4,309世帯に口座振替勧奨文書を送付しました（既に口座振替の世帯や、年金特徴世帯は除く）

令和6年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和5年度 決算額 (A)	令和6年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由	
	国民健康保険税	1,500,948	1,472,573	△ 28,375	被保険者数減	
	一般被保険者	1,500,081	-	-	※R6から一般・ 退職の別を廃止	
	退職被保険者	867	-	-		
補助金 国庫	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	172	3,478	3,306		
県補助金	普通交付金	6,195,003	6,147,979	△ 47,024	被保険者数の減	
	特別交付金	保険者努力支援分	34,706	41,521	6,815	保健事業実施による増額
		特別調整交付金分	58,463	45,434	△ 13,029	結核精神医療費の減による交付金減
		県繰入金2号分	209,444	160,000	△ 49,444	
		特定健診負担金	15,494	13,894	△ 1,600	
		小計	318,107	260,849	△ 57,258	
	計	6,513,110	6,408,828	△ 104,282		
繰入金	一般会計繰入金（法定内）	643,220	628,327	△ 14,893	被保険者数の減	
	一般会計繰入金（法定外）	37,272	34,142	△ 3,130	※R5,R6ともに 赤字補てん目的の 法定外繰入はなし	
	基金繰入金	5,000	0	△ 5,000	R5は出産費資金 貸付基金の取崩し	
	計	685,492	662,469	△ 23,023		
繰越金		86,187	209,632	123,445	R5年度決算剰余金	
その他の収入		22,531	21,256	△ 1,275		
合計		8,808,440	8,778,236	△ 30,204		

令和6年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳出）

（単位：千円）

科 目		令和5年度 決算額 (A)	令和6年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由	
総 務 費		108,095	117,693	9,598	人件費の増等	
保 険 給 付 費	療養給付費	5,275,750	5,210,055	△65,695	被保険者数の減少による給付費減。一人当たり医療費は上昇を見込む。	
	療養費	43,059	43,305	246		
	小計	5,318,809	5,253,360	△65,449		
	高額療養費	809,176	852,121	42,945		
	出産育児諸費	17,601	22,510	4,909		
	葬祭費	4,750	5,500	750		
	移送費	0	20	20		
	結核医療附加金	12	50	38		
	小計	6,150,348	6,133,561	△16,787		
	審査支払手数料	15,442	14,696	△746		
	傷病手当金	217	0	△217		[新型コロナ]R5.5.8以降分の罹患は適用外
	計	6,166,007	6,148,257	△17,750		
国民健康 保険事業 費納付金	医療費分	1,489,849	1,467,312	△22,537	被保険者数の減少 ※R6から一般・退職の別を廃止	
	一般分	1,489,095	-	-		
	退職分	754	-	-		
	後期高齢者支援金等分	496,371	496,384	13		
	一般分	496,050	-	-		
	退職分	321	-	-		
	介護納付金分	169,820	169,182	△638		
計	2,156,040	2,132,878	△23,162			
保健事業費		62,819	73,451	10,632	保健事業の拡充	
積立金		43,761	178,152	134,391	R5黒字分を基金に積立て（返還金精算後分）	
その他の支出（返還金等）		62,086	56,480	△5,606		
前年度繰上充用金		0	0	0	R3年度までの累積赤字はR3年度末に解消済	
合計		8,598,808	8,706,911	108,103		
歳入歳出差引		209,632	71,325	△138,307		

令和7年度国民健康保険事業について(案)

令和3年11月に策定した「三木市国民健康保険財政健全化計画」の計画期間は令和6年度で終了となります。計画に基づく取組みにより、令和6年度までで県の示す標準保険税率と同水準の適用税率とする目標は達成し、赤字からも脱却することができました。令和7年度においても、引き続き財政状況を注視し、再び赤字とならないよう取り組んでいきます。

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、令和7年7月末で発行済み健康保険証の使用できる経過措置期間も終了します。健康保険証が使用できなくなっても、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を発行することで、今後も引き続き安心して保険診療を受けていただくことができます。市としても、様々な機会でも周知を行ってまいります。

Ⅰ 国民健康保険税条例の改正

(1) 改正の理由

令和3年11月に策定した三木市国民健康保険財政健全化計画において、令和7年度以降も三木市適用税率を県の示す標準保険税率と等しくなるように毎年見直すこととしています。

そのため、令和7年度の適用税率を、県が示す標準保険税率と同水準となるようにします。

なお、令和6年度と比較して、県全体の一人当たり給付費の増等を見込んでおり、一人当たり納付金額は増えますが、三木市は特定健診受診率の向上などによる保険者努力支援金や県2号繰入金等の公費が増えていることから、令和6年度よりも適用税率は下がります。

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税分・後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についても引き上げます。

(2) 改正の内容

ア 税率改正

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R7適用①	7.30	32,000	20,000	3.00	13,000	8,000	2.60	14,000	7,000	12.90	59,000	35,000

(参考) 標準保険税率との差

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R7標準②	7.32	31,597	20,302	3.02	12,874	8,272	2.62	13,516	6,639	12.96	57,987	35,213
R7適用①	7.30	32,000	20,000	3.00	13,000	8,000	2.60	14,000	7,000	12.90	59,000	35,000
差(①-②)	▲0.02	403	▲302	▲0.02	126	▲272	▲0.02	484	361	▲0.06	1,013	▲213

(参考) 令和6年度適用税率との差

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R6適用③	7.50	32,000	21,000	3.00	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000	13.20	59,000	36,000
R7適用①	7.30	32,000	20,000	3.00	13,000	8,000	2.60	14,000	7,000	12.90	59,000	35,000
差(①-③)	▲0.2	0	▲1,000	0	0	0	▲0.1	0	0	▲0.3	0	▲1,000

※ 一人当たりの賦課額

令和6年度 104,877円

令和7年度 103,400円(1.4%の減)

イ 課税限度額

項目	現行	改正後
基礎課税分	65万円	66万円(+1万円)
後期高齢者支援金分	24万円	26万円(+2万円)
介護納付金分	17万円	改正なし

ウ 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準

区分	現行	改正後
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	改正なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +29万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +30万5千円×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +54万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +56万円×被保険者数

2 保健事業の充実強化

疾病の早期発見・早期治療につながり、加入者の健康的な生活を実現するために健診の受診率向上は重要です。令和5年度法定報告値においても、特定健診受診率は、令和4年度の過去最高数値を更に更新しました。また、県平均も引き続き上回る数値となり、受診率向上に向けた取組が、着実に結果に結びついていると評価しています。

令和7年度の目標受診率は、第4期三木市特定健康診査等実施計画において、43.0%としています。引き続き特定健診受診率の向上に向けた取組を行います。受診率の向上は、早期発見・早期治療により増え続ける医療費を少しでも抑えることや、県補助金の増額にもつながり、国保財政においても重要です。

(1) 特定健診受診率向上に向けた取組み

- ① 特定健診受診料の無料化を活かした受診勧奨
- ② 国保新規加入者や若年者に対する受診勧奨の強化
- ③ 専門職による特定健診受診の電話勧奨
- ④ 「みなし健診」制度の更なる周知・活用
- ⑤ 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結事業者との連携による健診受診率の向上
- ⑥ 特定健診受診のインセンティブとして、10月までの集団健診受診者に対して、健診結果に基づいた健康通知を送付
- ⑦ 人間ドック助成事業を継続

(2) 保健事業の取組み

- ① 特定保健指導実施率向上に向けた取組みの継続
- ② 「みっきい☆健康アプリ」を活用した健康づくりの推進
- ③ 町ぐるみ健診受診後、要医療等となっているにも関わらず、医療機関を受診していない者への受診勧奨
- ④ 一般保健事業（健康相談、健康教育等）
- ⑤ 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- ⑥ 重複・多剤服薬者に対する通知の送付や保健指導の実施
- ⑦ 健康チャレンジプログラム（ヘルスアップコース）事業の継続実施

(3) 一体的実施の取組み

- ① 【拡充】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施
（R6：東部・南部圏域、R7：全圏域）

3 国民健康保険税収納率向上対策の推進

保険税の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減は、税負担の公平性の観点から極めて重要です。現年課税分の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減について、財政健全化計画に基づき目標数値を定めて取り組めます。

また、財産があるにも関わらず、納付相談等の呼びかけを再三行っても納付に応じない世帯には、差押え等の滞納処分を引き続き実施します。

【収納率の目標(括弧内は実績)】

(単位:%)

区分	R2 (参考)	R3 (参考)	R4	R5	R6	R7	R8
現年課税分	94.3	95.1	94.5 (94.3)	94.6 (93.9)	95.0	95.5	96.0
滞納繰越分	20.8	19.9	22.0 (19.6)	22.5 (18.0)	23.0	24.0	25.0

4 納税環境の整備

(1) 口座振替

被保険者の方にとって、口座振替は、納期ごとに納付に出向く必要がなくなり、納付忘れの心配がなくなります。また、保険者にとっても、収納率の向上が見込めるため、口座振替による納付を原則として、申込の勧奨を行います。

5 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の発行について

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、健康保険証の新規発行が終了となりました。令和6年12月2日以降、国保に新規加入された方等には、すでに「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を発行しています。

令和6年12月2日までに国保に加入されており、12月1日時点で有効な健康保険証をお持ちの方は、経過措置により、保険証に記載の有効期限まで使用することができるとなっています。

令和7年8月以降、三木市国民健康保険加入の全ての方の経過措置が終了し、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」に移行します。

(1) 令和7年7月：資格確認書等の発行

令和7年8月1日から有効の資格確認書等を発行します。

①資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方に発行します。健康保険証に代わるものであり、医療機関に提示することで、これまでと同じように保険診療を受けることができます。有効期間は健康保険証と同様に、1年間（令和8年7月31日まで有効）となります。

②資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの方に発行します。保険資格情報のお知らせであり、このお知らせだけでは、保険診療を受けることはできません。マイナ保険証が読み取れないなど例外的な場合にマイナ保険証と一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

なお、70歳未満の方は、有効期限なしのものを発行しますので、資格情報が変わらない限り、再送付はありません。

70歳以上の方は、負担割合が印字される関係上、有効期間は1年間（令和8年7月31日）となります。

6 その他

(1)高額療養費の改正

現在、国において、令和7年8月診療分からの高額療養費の見直しを検討しています。変更の際は、国の通知に従い適切に対応します。なお、本件は国民健康保険法の改正により適用されるため、条例改正等はありません。

令和7年度 国民健康保険特別会計予算（案）（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和6年度		令和7年度		前年対比	
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B) / (A)	
国民健康保険税		1,480,670	17.9%	1,382,658	17.2%	93.4%	
補助金	国庫						
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金		0.0%		0.0%	100.0%	
県補助金	普通交付金	5,917,979	71.3%	5,759,973	71.4%	97.3%	
	特別交付金	保険者努力支援分	40,560	0.5%	34,118	0.4%	84.1%
		特別調整交付金分	44,140	0.5%	46,358	0.6%	105.0%
		県繰入金2号分	139,519	1.7%	161,725	2.0%	115.9%
		特定健診負担金	14,388	0.2%	13,998	0.2%	97.3%
		小計	238,607	2.9%	256,199	3.2%	107.4%
	計	6,156,586	74.2%	6,016,172	74.6%	97.7%	
繰入金	一般会計繰入金（法定内）	605,086	7.3%	591,431	7.3%	97.7%	
	一般会計繰入金（法定外）	37,710	0.4%	36,252	0.5%	96.1%	
	財政調整基金繰入金		0.0%	18,353	0.2%	1835300.0%	
	計	642,797	7.7%	646,036	8.0%	100.5%	
繰越金			0.0%		0.0%	100.0%	
その他の収入		18,945	0.2%	18,362	0.2%	96.9%	
合計		8,299,000	100%	8,063,230	100%	97.2%	

令和7年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）（歳出）

（単位：千円）

科 目		令和6年度		令和7年度		前年対比
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B) / (A)
総 務 費		123,814	1.5%	122,964	1.5%	99.3%
保 険 給 付 費	療養給付費	5,050,055	60.8%	4,905,887	60.8%	97.1%
	療養費	43,305	0.5%	39,505	0.5%	91.2%
	高額療養費	782,121	9.4%	772,264	9.6%	98.7%
	出産育児諸費	22,510	0.3%	22,510	0.2%	100.0%
	葬祭費	5,500	0.1%	5,500	0.1%	100.0%
	移送費	20	0.0%	20	0.0%	100.0%
	結核医療附加金	50	0.0%	50	0.0%	100.0%
	審査支払手数料	14,696	0.2%	14,515	0.2%	98.8%
	計	5,918,257	71.3%	5,760,251	71.4%	97.3%
国 民 健 康 保 険 納 付 金 事 業	医療費分	1,467,312	17.7%	1,410,906	17.5%	96.2%
	後期高齢者支援金等分	496,384	6.0%	472,191	5.9%	95.1%
	介護納付金分	169,182	2.0%	156,481	1.9%	92.5%
	計	2,132,878	25.7%	2,039,578	25.3%	95.6%
保健事業費		82,049	1.0%	82,525	1.0%	100.6%
その他の支出（返還金等）		22,002	0.3%	37,912	0.5%	172.3%
予備費		20,000	0.2%	20,000	0.2%	100.0%
合計		8,299,000	100%	8,063,230	100%	97.2%